損失補償申請書

年 月 日

申請者の住所

F請者の氏名(名称)(の場合はその代表者)(備考第三号による委任)

防衛大臣

殿

自衛隊法第百五条第四項 0 規定に基づき、 左記 に ょ 1) 損失の補償を申請 します。

記

兀	三		<u>-</u>			_
その他参考となる事項	損失額	漁船の操業の制限又は禁止による	た区域及び期間 漁船の操業の制限又は禁止を受け			損失を被つた漁業の種類
					区域	
					期	
			年	年		
			月	月		
			日まで	日から	間	

備考

- 漁業を営む者にあつては、損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならな
- ロ 漁船の操業の制限又は禁止(以下「操業の制限等」-イ 従来適法に漁業を営んでいた区域を記載した図面
- いう。)及びその算出の根拠を記載した書類 は総益金からそれぞれその間の必要経費又は総損金を控除した額 額(操業の制限等の期間における操業の制限等の直前の三年以上の間の漁業総収入金額又 漁船の操業の制限又は禁止(以下「操業の制限等」という。)を受けた期間 の平均額に相当する額を に係る平年漁業所
- ノヽ 漁船の操業の制限等を受けた期間における漁業所得額及びその算出 \mathcal{O} 根 拠を記載した書類
- 漁船の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載した書類
- 漁業従事者にあつては、 損失補償申請書に次に掲げる書類を添付しなければならな V
- イ 拠を記載した書類 た期間に係る操業の制限等の直前の三年以上の間の賃金の平均額をいう。)及びその算出の根 漁船の操業の 制限等を受けた期間における通常受けるべき賃金の額(操業の 制限 等を受け
- 口 の操業の制限等を受けた期間における賃金額及びその算出 \mathcal{O} 根拠を記載 た書
- の操業の制限等による損失額の算出の根拠を記載 した書類
- することができる。 損失補償申請書には、 この場合においては、 委任により二人以上の申請者の損失の補償 申請者の委任 状を添付しなければならない 0 申請に つき一括し て記載
- 兀 並びに第二号に掲げる書類の記載事項は、 前号の場合におい ては、 操業の制限等による損失補償申請額並びに備考第一号ロ、 申請者各人別に記載 しなけ ればならない。 及びニ